

# 9月10日は「下水道の日」です

下水道は霞ヶ浦などの自然環境や、私たちの快適で豊かな生活環境を守るために整備が進められている公共財産です。皆様が将来にわたって快適に利用できるよう、一人ひとりのご協力をお願いします。

☎下水道課(☎ 826-1111 内線2386)

## 下水道が整備されたら早期の接続を

台所やお風呂、洗濯などの雑排水を道路の側溝や水路などに流している家庭は、できるだけ早く下水道に直接流す排水設備を設置しなければなりません。【下水道法第10条】

## 浄化槽も改造工事を

浄化槽を使用している家庭でも浄化槽を廃止して、下水道に接続してください。

## くみ取り式トイレは3年以内に水洗トイレに

くみ取り式トイレを使用している家庭は、3年以内に下水道へ直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。【下水道法第11条の3】

## 排水設備(水洗化)工事は指定工事店で

敷地内の排水設備工事は、一定の技術基準に沿って正しく行われないとつまりの原因となったり、適切な事務手続きを行わないと使用料などのトラブルが生じたりします。必ず市に登録された「指定工事店」へお申し込みください。

※指定工事店については、ホームページをご覧ください。



## 工事費の一部を補助します

浄化槽またはくみ取り便槽から下水道に切り替える工事をする方を対象に、工事費の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

## 下水道の適切な使用を

油や調理くずは管がつまったり腐食したりする原因となります。油はふき取り、調理くずは水切りネットなどを利用して、ごみとして出してください。

## 下水道使用料について

下水道使用料は、各家庭から排出される汚水の量に基づき計算しています。毎月の汚水の量は、市の水道を使用している家庭では水道メーターの数値と同量とし、井戸水などを使用している家庭では、居住している人数×6㎡としています。

井戸水などを使用している家庭での人数に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

## 第57回下水道いろいろコンクール入賞者について

平成29年度第57回下水道の日「下水道いろいろコンクール」で、9万点を超える応募作品の中から、市内の児童・生徒の作品が次のとおり、受賞しました。(学年は応募当時)

### ●作文部門 小学校高学年の部

国土交通大臣賞 神立小学校5年 小林樹歩<sup>じゅほ</sup>さん

### ●作文部門 中学生の部

入選 土浦第五中学校2年 高松賢吾<sup>けんご</sup>さん



▲国土交通大臣賞を受賞した小林樹歩さん